

新型コロナウイルス感染症対応について(第4報)

町民の皆さまへのお願い

- ・ 5月6日までの間、不要不急な外出を自粛してください。
 - ・ 5月6日までの間、他の県をまたいでの帰省・旅行、移動を避けてください。
- 特に5月連休期間、他の県をまたいでの移動は厳に避けてください。

政府は4月16日、新潟県を含む全都道府県に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態を宣言して全都道府県が足並みを揃えて事態の終息に向かうため、最低7割・極力8割の接触機会の低減を目指す強い姿勢を示しました。

これを受け、新潟県は4月17日、県民に感染拡大防止に向け、より一層の強い行動自粛の協力要請を行いました。

具体的には、通院・食料品の買い出し・通勤などを除く強い外出の自粛、接待を伴う飲食店を利用しないようにすること(居酒屋は除く)、他の都道府県からの不要不急の帰省・旅行、県をまたいでの移動を極力避けること、特に大型連休中は県をまたいだ不要不急の移動を厳に避けることが要請されました。

町民の皆様には、県の要請にあるとおり不要不急の外出を避けるとともに、他の県をまたいでの帰省・旅行を避けていただきますようお願いいたします。あわせて、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を徹底し、換気の悪い場所や人ごみの多い場所を避け、感染予防に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

令和2年4月17日

(湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長) 湯沢町長

田村正幸

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町の主な対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の通り、事業の中止・変更や施設の利用を休止します。ご理解とご協力をお願いします。

■住民検診について

- ・5月21日から6月19日の巡回検診は中止します。
- ・健康増進施設で行う施設検診は、6月から開始する予定ですが、状況により延期する場合があります。
- ・詳しくは、広報および「検診通知書」（5月下旬送付予定）にてご確認ください。

■小・中学校について

- ・4月25日④から5月10日⑤までの間、臨時休校とします。

■主な公共施設の休止について

施設名	休止期間
健康増進施設（プール、浴場）	4月22日③～5月10日⑤
湯沢カルチャーセンター	5月6日③まで
湯沢中央公園	5月6日③まで
湯沢町公民館	4月25日④～5月10日⑤
体験工房「大源太」	5月6日③まで
陶芸工房「旭窯」	5月6日③まで
大源太キャニオンキャンプ場	5月6日③まで
歴史民俗資料館「雪国館」	4月21日②～5月6日③
共同浴場 「駒子の湯」「山の湯」「岩の湯」 「街道の湯」「宿場の湯」	4月25日④から当面の間 (4月24日④までは午後8時まで営業)

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、心ない言動やインターネット・SNS上における誹謗中傷等が広がると、感染拡大の防止に支障が出る恐れもあります。新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

一刻も早い感染の収束に向けて、町民一丸となって、
この危機を乗り越えていきましょう。